

防火管理技能者義務対象物において勤務する者以外の者を防火管理技能者として選任するための要件

東京消防ビルの防火管理技能者東消 太郎を火災予防条例施行規則第11条の4の3第2項に基づく防火管理技能者に選任するための要件について、当該防火管理技能者義務対象物についての知識等を有し、防火管理業務を補助することができる体制を構築していることを下記のとおり証します。

記

- 1 防火管理技能者義務対象物の位置、構造、設備、収容人員、従業者、使用形態、管理形態等を熟知している。
(例) 管理権原者（代表者も可）から、防火管理技能者は、防火管理技能者義務対象物の位置、構造、設備、収容人員、従業者、使用形態、管理形態等について口頭等で説明を受け、防火管理維持台帳等が随時確認できる状態である。
(例) 防火管理技能者は、防火管理技能者義務対象物に勤務した経験があり、位置、構造、設備、収容人員、従業者、使用形態、管理形態等について把握している。
- 2 防火管理技能者義務対象物について定期的な巡回体制が確保されている。
(例) 定期的（月1回以上）に巡回する計画が作成されている。
- 3 防火管理業務の実施者に対して、指示できる体制が確保されている。
(例) 各テナント、工事、分業している防火管理業務の責任者の一覧表が作成されている。
- 4 防火管理業務の実施者に対して、平常時及び災害時の連絡連携体制が確保されている。
(例) 平常時及び緊急時の連絡先一覧表が作成されている。

東消商事株式会社
代表取締役
東消 次郎